



県章

山形県公報

平成30年9月11日（火）

第2977号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…887
- 県営土地改良事業計画の変更……………（置賜総合支庁農村計画課）…888
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効……………（林業振興課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 事業の認定……………（同）…889
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…890
- 同……………（同）…同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会9月定例会の招集……………891

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（最上総合支庁総務課）…892
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁総務課）…同
- 同……………（同）…同
- 監査結果の公表……………（監査委員）…893

告 示

山形県告示第681号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
株式会社夢源 南陽市若狭郷屋589番2	LUNA 南陽市若狭郷屋589番2	就労継続支援（B型）	20名	平成30. 9. 1

山形県告示第682号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営手ノ子地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営手ノ子地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
飯豊町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成30年9月11日から同年10月12日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第683号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次のとおり種苗生産事業者の登録が失効した。

平成30年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所		失効 年月日
			種 穂		苗 木				
	住 所	氏 名	採 取	精 選	幼苗 の 育成	幼苗以外 の 苗木育成	名 称	所在地	
43	酒田市新 出字中道 22	池田 昭一			○	○	池田昭一苗圃	酒田市新 出	平成30年 7月30日
134	鶴岡市た らのき代 字 西 野 830番地	渋谷 清太郎	○	○	○	○	渋谷苗圃	鶴岡市た らのき代	平成30年 7月31日

山形県告示第684号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、天童市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
天童市及び山形市
- 2 公共測量を実施する期間
平成30年8月3日から平成31年2月25日まで

- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第685号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称

川西町

- 2 事業の種類

川西町役場新庁舎整備事業

- 3 起業地

(1) 収用の部分 東置賜郡川西町大字上小松字天神東地内

(2) 使用の部分 なし

- 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

川西町役場新庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である川西町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現庁舎は建設後59年を経過し、内外装の剥離や雨漏り、亀裂や腐食など、経年劣化が著しくなっている。また、パソコンなどの電子機器や庁内ネットワークなどの情報化を進めている中、ネットワーク配線が床面に露出し情報ネットワーク環境の拡張等にも支障をきたしているほか、昭和30年代の建築基準で建設されていることから、エレベーターの設置などのバリアフリー化が施設構造的に困難な状況となっている。また、庁舎内の会議室が不足しており、公共施設である川西町中央公民館内の会議室を公用として日常的に使用していることから、町民の中央公民館の利用にも影響を及ぼしている。さらに現庁舎の駐車場は敷地も狭く、特に冬季間は堆雪スペース確保により更に駐車スペースが狭くなるため、来庁者の利用に支障をきたしている状況にある。また、平成26年に実施した庁舎の耐震診断においても、耐震性の不足による危険性が指摘されている。

本件事業は、これらの問題に対応するために川西町役場の新庁舎を整備する事業であり、本件事業の施行により、行政機能の充実が図られ、より効率的な住民サービスの提供が可能となるとともに、災害対策機能の充実も図られ、住民の安全・安心も確保されることとなる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、十分な敷地面積の確保、施設利用者の利便性や安全性、経済性等により申請案のほか周辺の7案について検討が行われている。申請案と他の7案を比較すると、申請案は幹線道路に接しているほか、駅にも近いため利便性に優れ、十分な敷地面積が確保できるほか、支障物件もなく経済性に優れていることなどから、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地

は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、現庁舎は建設後59年を経過し、内外装の剥離や雨漏り、亀裂や腐食など、経年劣化が著しくなっている。また、パソコンなどの電子機器や庁内ネットワークなどの情報化を進めている中、ネットワーク配線が床面に露出し情報ネットワーク環境の拡張等にも支障をきたしている他、昭和30年代の建築基準で建設されていることから、エレベーターの設置などのバリアフリー化が施設構造的に困難な状況となっている。また、庁舎内の会議室が不足しており、公共施設である川西町中央公民館内の会議室を公用として日常的に使用していることから、町民の中央公民館の利用にも影響を及ぼしている。さらに現庁舎の駐車場は敷地も狭く、特に冬季間は堆雪スペース確保により更に駐車スペースが狭くなるため、来庁者の利用に支障をきたしている状況にある。また、平成26年に実施した庁舎の耐震診断においても、耐震性の不足による危険性が指摘されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

川西町未来創造室

山形県告示第686号

次の開発行為は、完了した。

平成30年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成30年4月2日 指令村総建第127号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市神町西四丁目344番1、343番、340番44、342番1、329番4、340番237、340番237先、343番先、340番62の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東根市神町北五丁目3番24号 有限会社ラディッツ

山形県告示第687号

次の開発行為は、完了した。

平成30年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成30年4月2日 指令村総建第128号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市神町西四丁目293番5、301番2、305番、306番2、309番1、310番1、310番5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東根市神町北五丁目3番24号 有限会社ラディッツ

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第16号

山形県教育委員会9月定例会を次のとおり招集した。

平成30年9月11日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成30年9月12日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 山形県教育職員の長期研修に関する規則等の一部を改正する規則の設定について
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- (3) 山形県産業教育審議会委員の解任及び任命に係る臨時専決処理の承認について
- (4) 平成30年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について
- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年9月11日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,672人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 216,700人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	69,395人	村山市	7,055人	西村山郡	11,355人
米沢市	22,862人	長井市	7,663人	最上郡	11,448人
鶴岡市	36,215人	天童市	17,266人	東置賜郡	11,029人
酒田市・ 酒飽海郡	33,715人	東根市	13,127人	西置賜郡	8,234人
新庄市	10,090人	尾花沢市・ 北村山郡	6,799人	東田川郡	8,217人
寒河江市	11,520人	南陽市	8,963人		
上山市	8,923人	東村山郡	7,330人		

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成30年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成30年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人ささえ愛の会
 - (2) 代表者の氏名
高橋 照美
 - (3) 主たる事務所の所在地
新庄市堀端町6番16号メゾンパークもがみA-10
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者が安心して地域生活を営むために、高齢者の生活支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成30年8月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人楽らく
 - (2) 代表者の氏名
佐々木 直吉
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市大町五丁目5番14号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対する要介護予防、生活支援及び地域の青少年に対する健全育成に関する事業を行い、高齢者保健福祉の向上と生活環境づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成30年8月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人あゆむ
 - (2) 代表者の氏名

色摩 和幸

(3) 主たる事務所の所在地

長井市五十川5293番地の7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、長井市及びその周辺地域の、障がいがある未就学児の療育支援及び児童生徒の放課後の学童支援、また、その幼児・児童・生徒の保護者に対する相談活動、幼稚園・保育園への支援等、児童生徒の社会参加のために必要だと思われることを支援する事業を行う。また、障がいのある児童・生徒の放課後の学童支援を通して、地域生活における質の向上や就労につながる支援を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成30年7月に実施した平成29年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成30年9月11日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関19箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
最上総合支庁総務企画部	平成30年7月17日	伊藤委員	武田委員
最上総合支庁保健福祉環境部	平成30年7月17日	伊藤委員	武田委員
最上総合支庁産業経済部	平成30年7月17日	伊藤委員	武田委員
最上総合支庁建設部	平成30年7月17日	伊藤委員	武田委員
置賜総合支庁総務企画部	平成30年7月17日	鈴木委員	加藤委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	平成30年7月17日	鈴木委員	加藤委員
置賜総合支庁産業経済部	平成30年7月17日	鈴木委員	加藤委員
置賜総合支庁建設部	平成30年7月17日	鈴木委員	加藤委員
村山総合支庁総務企画部	平成30年7月20日	鈴木委員	加藤委員
村山総合支庁保健福祉環境部	平成30年7月20日	鈴木委員	加藤委員
村山総合支庁産業経済部	平成30年7月20日	鈴木委員	加藤委員
村山総合支庁建設部	平成30年7月20日	鈴木委員	加藤委員
庄内総合支庁総務企画部	平成30年7月20日	伊藤委員	武田委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	平成30年7月20日	伊藤委員	武田委員

庄内総合支庁産業経済部	平成30年7月20日	伊藤委員	武田委員
庄内総合支庁建設部	平成30年7月20日	伊藤委員	武田委員
中央病院	平成30年7月20日	鈴木委員	加藤委員
企業局	平成30年7月24日	鈴木委員	武田委員
		加藤委員	—
病院事業局	平成30年7月24日	鈴木委員	武田委員
		加藤委員	—

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 最上総合支庁産業経済部

(イ) 前年度会計の監査において指摘した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。

(内容)

a 支出事務が適切でないものがある。

(a) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

金くずの収集運搬及び処分業務委託

検査日 平成29年4月13日

請求書受理日 平成29年10月4日

支払日 平成29年10月18日

支出額 21,870円

ロ 村山総合支庁総務企画部

(イ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

a 調定手続が、調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 1件

行政財産使用許可に係る土地建物使用料

調定すべき日 平成29年4月1日

調定日 平成29年11月17日

調定額 133,936円

b 調定手続が、調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円未満のもの 1件

行政財産使用許可に係る土地建物使用料

調定すべき日 平成29年4月1日

調定日 平成29年11月17日

調定額 3,340円

ハ 村山総合支庁産業経済部

(イ) 工事施工管理が適切でないものがある。

(内容)

a 工事完了時に現場での完成検査を実施しなかったもの 1件

平成29年度上小沼県単独治山施設災害復旧工事

工種 排土工

工期 平成29年6月15日から7月31日まで

契約金額 630,720円

完 成 日 平成29年7月31日（8月7日に完成通知書を受理）

ニ 村山総合支庁建設部

(イ) 前年度会計の監査において注意した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。

(内容)

a 入札事務が適切でないものがある。

(a) 落札決定後に積算誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの 1件

平成29年度（0県債）河川整備単独事業（河川自然災害）村山野川護床ブロック製作工事

ホ 庄内総合支庁産業経済部

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 2件

主な事例は以下のとおり

山形県耕地災害復旧事業費補助金（鶴岡市・33-111森下）

実績報告日 平成29年4月12日

額の確定日 平成29年9月28日

b 実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 2件

主な事例は以下のとおり

山形県耕地災害復旧事業費補助金（鶴岡市・33-16成沢）

実績報告日 平成29年7月14日

額の確定日 平成29年9月28日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

(イ) 河川占用の許可期限が過ぎ、更新がされていないにもかかわらず、許可をしていない相手に河川占用料を請求したものがあつた。(最上総合支庁建設部)

(ロ) 行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等について、調定を行っていない1万円以上のもので、許可書に必要な事項の記載がないものがあつた。(庄内総合支庁産業経済部)

ロ 支 出

(イ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかつたものがあつた。(最上総合支庁総務企画部、庄内総合支庁総務企画部)

(ロ) 赴任旅費について、算定誤りにより返納を要するものがあつた。(最上総合支庁建設部)

(ハ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがあつた。(置賜総合支庁総務企画部)

(ニ) 赴任旅費を支給していないものがあつた。(置賜総合支庁建設部)

ハ 契 約

(イ) 予定価格の積算を誤って落札決定をしたため、契約を解除したものがあつた。(置賜総合支庁産業経済部)

(ロ) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金の変更手続が行われていないものがあつた。(置賜総合支庁建設部)

(ハ) 落札決定後に積算誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったものがあつた。(村山総合支庁建設部)

(ニ) 特定調達契約に係る随意契約の相手方決定の公告を行っていないものがあつた。(庄内総合支庁総務企画部)

(ホ) 最低制限価格の算定を誤り、落札決定の取消しを行ったものがあつた。(庄内総合支庁建設部)

ニ 補助金

(イ) 補助対象事業者（個人）が死亡したにもかかわらず、事情変更による補助事業の中止または交付決定の一部取消等の手続がなされていないものがあつた。(村山総合支庁産業経済部)

平成30年9月11日印刷 発行所 山形県庁
平成30年9月11日発行 発行人 山形県